

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号） 抄【平成二十年十月施行】
 （附則第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>2 （略）</p> <p>第二百五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第二百五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限のうち協会及び健康保険組合の指導及び監督に係るものは、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。</p>

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号） 抄【日本年金機構法の施行の日に施行】
 （附則第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第十一章 罰則（第二百七条の二―第二百二十一条）</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。</p> <p>一 一七 （略）</p> <p>八 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者（健康保険の被保険者、健康保険組合でないことにより国民健康保険の被保険者、健康保険組合であるべき期間に限る。）</p> <p>2 この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用される日雇労働者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者又は次の各号のいずれかに該当する者として厚生労働大臣の承認を受けたものは、この限りでない。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>3 一〇 （略）</p> <p>（全国健康保険協会管掌健康保険）</p> <p>第五条 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第十一章 罰則（第二百七条の二―第二百二十条）</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。</p> <p>一 一七 （略）</p> <p>八 社会保険庁長官、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者（健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。）</p> <p>2 この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用される日雇労働者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者又は次の各号のいずれかに該当する者として社会保険庁長官の承認を受けたものは、この限りでない。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>3 一〇 （略）</p> <p>（全国健康保険協会管掌健康保険）</p> <p>第五条 （略）</p>

2 前項の規定により全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、厚生労働大臣が行う。

第二節 全国健康保険協会

（設立及び業務）

第七条の二（略）

2 協会は、次に掲げる業務を行う。

一・二（略）

三 前二号に掲げる業務のほか、協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であつて第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務以外のもの

四 第一号及び第二号に掲げる業務のほか、日雇特例被保険者の保険の事業に関する業務であつて第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務以外のもの

五（略）

3 協会は、前項各号に掲げる業務のほか、船員保険法の規定による船員保険事業に関する業務（同法の規定により厚生労働大臣が行うものを除く。）、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する業務を行う。

2 前項の規定により全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、社会保険庁長官が行う。

第二節 全国健康保険協会

（設立及び業務）

第七条の二（略）

2 協会は、次に掲げる業務を行う。

一・二（略）

三 前二号に掲げる業務のほか、協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であつて第五条第二項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの

四 第一号及び第二号に掲げる業務のほか、日雇特例被保険者の保険の事業に関する業務であつて第二百二十三条第二項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの

五（略）

3 協会は、前項各号に掲げる業務のほか、船員保険法の規定による船員保険事業に関する業務（同法の規定により社会保険庁長官が行うものを除く。）、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する業務を行う。

(資格の得喪の確認)

第三十九条 被保険者の資格の取得及び喪失は、保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあっては厚生労働大臣、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合にあっては当該健康保険組合をいう。第六十四条第二項及び第三項、第八十条第一項、第二項及び第四項並びに第八十一条第一項を除き、以下同じ。）の確認によって、その効力を生ずる。ただし、第三十六条第四号に該当したことによる被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

2・3 (略)

(情報の提供等)

第五十一条の二 厚生労働大臣は、協会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整)

第八十条 (略)

2・5 (略)

6 年金保険者（厚生労働大臣を除く。）は、厚生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託して行わせることができる。

第五章 日雇特例被保険者に関する特例

(資格の得喪の確認)

第三十九条 被保険者の資格の取得及び喪失は、保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあっては社会保険庁長官、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合にあっては当該健康保険組合をいう。第六十四条第二項及び第三項、第八十条第一項、第二項及び第四項並びに第八十一条第一項を除き、以下同じ。）の確認によって、その効力を生ずる。ただし、第三十六条第四号に該当したことによる被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

2・3 (略)

(情報の提供等)

第五十一条の二 社会保険庁長官は、協会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整)

第八十条 (略)

2・5 (略)

6 年金保険者（社会保険庁長官を除く。）は、社会保険庁長官の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を社会保険庁長官に委託して行わせることができる。

第五章 日雇特例被保険者に関する特例

第一節 日雇特例被保険者の保険の保険者

第二百二十三条 (略)

2 日雇特例被保険者の保険の業務のうち、日雇特例被保険者手帳の交付、日雇特例被保険者に係る保険料の徴収及び日雇拠出金の徴収並びにこれらに附帯する業務は、厚生労働大臣が行う。

(日雇特例被保険者手帳)

第二百二十六条 日雇労働者は、日雇特例被保険者となったときは、日雇特例被保険者となった日から起算して五日以内に、厚生労働大臣に日雇特例被保険者手帳の交付を申請しなければならない。ただし、既に日雇特例被保険者手帳の交付を受け、これを所持している場合において、その日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白があるときは、この限りでない。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつたときは、日雇特例被保険者手帳を交付しなければならない。

3 日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者は、その日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白の残存する期間内において日雇特例被保険者となる見込みのないことが明らかになつたとき、又は第三条第二項ただし書の規定による承認を受けたときは、厚生労働大臣に日雇特例被保険者手帳を返納しなければならない。

4 (略)

(保険料等の交付)

第二百五十五条の二 政府は、協会が行う健康保険事業に要する費用に充てるため、協会に対し、政令で定めるところにより、厚生労働大

第一節 日雇特例被保険者の保険の保険者

第二百二十三条 (略)

2 日雇特例被保険者の保険の業務のうち、日雇特例被保険者手帳の交付、日雇特例被保険者に係る保険料の徴収及び日雇拠出金の徴収並びにこれらに附帯する業務は、社会保険庁長官が行う。

(日雇特例被保険者手帳)

第二百二十六条 日雇労働者は、日雇特例被保険者となったときは、日雇特例被保険者となった日から起算して五日以内に、社会保険庁長官に日雇特例被保険者手帳の交付を申請しなければならない。ただし、既に日雇特例被保険者手帳の交付を受け、これを所持している場合において、その日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白があるときは、この限りでない。

2 社会保険庁長官は、前項の申請があつたときは、日雇特例被保険者手帳を交付しなければならない。

3 日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者は、その日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白の残存する期間内において日雇特例被保険者となる見込みのないことが明らかになつたとき、又は第三条第二項ただし書の規定による承認を受けたときは、社会保険庁長官に日雇特例被保険者手帳を返納しなければならない。

4 (略)

(保険料等の交付)

第二百五十五条の二 政府は、協会が行う健康保険事業に要する費用に充てるため、協会に対し、政令で定めるところにより、社会保険庁

臣が徴収した保険料その他この法律の規定による徴収金の額及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）の規定による納付金に相当する額から厚生労働大臣が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（第五百五十一条の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）を控除した額を交付する。

第百五十九条の二 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第八十一条に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。

（保険料率）

第百六十条（略）

2 8 （略）

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10 16 （略）

17 協会は、第十四項及び第十五項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めるときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

長官が徴収した保険料その他この法律の規定による徴収金の額及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）の規定による納付金に相当する額から社会保険庁長官が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（第五百五十一条の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）を控除した額を交付する。

第百五十九条の二 社会保険庁長官が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第八十一条に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。

（保険料率）

第百六十条（略）

2 8 （略）

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、社会保険庁長官に通知しなければならない。

10 16 （略）

17 協会は、第十四項及び第十五項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めるときは、遅滞なく、その旨を社会保険庁長官に通知しなければならない。

(保険料の納付)

第六百六十四条 (略)

- 2 保険者等(被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合は協会、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合は厚生労働大臣をいう。次項において同じ。)は、被保険者に関する保険料の納入の告知をした後に告知をした保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、又は納付した被保険者に関する保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その告知又は納付の日の翌日から六月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

3 (略)

(口座振替による納付)

- 第六百六十六条 厚生労働大臣は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(日雇特例被保険者の標準賃金日額に係る保険料額の告知等)

- 第七十条 事業主が前条第二項の規定による保険料の納付を怠ったときは、厚生労働大臣は、その調査に基づき、その納付すべき保険料額を決定し、これを事業主に告知する。

(保険料の納付)

第六百六十四条 (略)

- 2 保険者等(被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合は協会、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合は社会保険庁長官をいう。次項において同じ。)は、被保険者に関する保険料の納入の告知をした後に告知をした保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、又は納付した被保険者に関する保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その告知又は納付の日の翌日から六月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

3 (略)

(口座振替による納付)

- 第六百六十六条 社会保険庁長官は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(日雇特例被保険者の標準賃金日額に係る保険料額の告知等)

- 第七十条 事業主が前条第二項の規定による保険料の納付を怠ったときは、社会保険庁長官は、その調査に基づき、その納付すべき保険料額を決定し、これを事業主に告知する。

2 事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、前条第二項の規定による保険料の納付を怠ったときは、厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により決定された保険料額の百分の二十五に相当する額の追徴金を徴収する。ただし、決定された保険料額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 (略)

4 第二項に規定する追徴金は、その決定された日から十四日以内に、厚生労働大臣に納付しなければならない。

(健康保険印紙の受払等の報告)

第七十一条 事業主は、その事業所ごとに健康保険印紙の受払及び前条第一項に規定する告知に係る保険料の納付（以下この条において「受払等」という。）に関する帳簿を備え付け、その受払等の都度、その受払等の状況を記載し、かつ、翌月末日までに、厚生労働大臣にその受払等の状況を報告しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定により報告を受けた健康保険組合は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年度、厚生労働大臣に当該健康保険組合を設立する事業主の前年度の受払等の報告をしなければならない。

(日雇拠出金の徴収及び納付義務)

第七十三条 厚生労働大臣は、日雇特例被保険者に係る健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。第七十五条において同じ。）に充てるため、第七十五条の規定により保険料を徴収するほか、毎年度、日雇特例被保険者を使用する事業主の設立する健康

2 事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、前条第二項の規定による保険料の納付を怠ったときは、社会保険庁長官は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により決定された保険料額の百分の二十五に相当する額の追徴金を徴収する。ただし、決定された保険料額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 (略)

4 第二項に規定する追徴金は、その決定された日から十四日以内に、社会保険庁長官に納付しなければならない。

(健康保険印紙の受払等の報告)

第七十一条 事業主は、その事業所ごとに健康保険印紙の受払及び前条第一項に規定する告知に係る保険料の納付（以下この条において「受払等」という。）に関する帳簿を備え付け、その受払等の都度、その受払等の状況を記載し、かつ、翌月末日までに、社会保険庁長官にその受払等の状況を報告しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定により報告を受けた健康保険組合は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年度、社会保険庁長官に当該健康保険組合を設立する事業主の前年度の受払等の報告をしなければならない。

(日雇拠出金の徴収及び納付義務)

第七十三条 社会保険庁長官は、日雇特例被保険者に係る健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。第七十五条において同じ。）に充てるため、第七十五条の規定により保険料を徴収するほか、毎年度、日雇特例被保険者を使用する事業主の設立する健

保険組合（以下「日雇関係組合」という。）から拠出金を徴収する。

2 (略)

（保険料等の督促及び滞納処分）

第八十条 保険料その他この法律の規定による徴収金（第二百四十四条の二第一項及び第二百四十四条の六第一項を除き、以下「保険料等」という。）を滞納する者（以下「滞納者」という。）があるときは、保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合又は協会が管掌する健康保険の被保険者若しくは日雇特例被保険者であつて第五十八条、第七十四条第二項及び第九十九条第二項（第四百九十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による徴収金を納付しなければならない場合は協会、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合は厚生労働大臣をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第七十二条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

256 (略)

（協会による広報及び保険料の納付の勧奨等）

第八十一条の二 協会は、その管掌する健康保険の事業の円滑な運営が図られるよう、当該事業の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保険料の納付の勧奨その他厚生労働大臣の行う保険料の徴収に係る業務に対する適切な協力を行うものとする。

（協会による保険料の徴収）

康保険組合（以下「日雇関係組合」という。）から拠出金を徴収する。

2 (略)

（保険料等の督促及び滞納処分）

第八十条 保険料その他この法律の規定による徴収金（以下「保険料等」という。）を滞納する者（以下「滞納者」という。）があるときは、保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合又は協会が管掌する健康保険の被保険者若しくは日雇特例被保険者であつて第五十八条、第七十四条第二項及び第九十九条第二項（第四百九十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による徴収金を納付しなければならない場合は協会、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合は社会保険庁長官をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第七十二条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

256 (略)

（協会による広報及び保険料の納付の勧奨等）

第八十一条の二 協会は、その管掌する健康保険の事業の円滑な運営が図られるよう、当該事業の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保険料の納付の勧奨その他社会保険庁長官の行う保険料の徴収に係る業務に対する適切な協力を行うものとする。

（協会による保険料の徴収）

第八十一条の三 厚生労働大臣は、協会と協議を行い、効果的な保険料の徴収を行うために必要があると認めるときは、協会に保険料の滞納者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該滞納者に係る保険料の徴収を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により協会に滞納者に係る保険料の徴収を行わせることとしたときは、当該滞納者に対し、協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

3 5 (略)

(報告等)

第九十七条 保険者（厚生労働大臣が行う第五条第二項及び第二十三条第二項に規定する業務に関しては、厚生労働大臣。次項において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する事業主に、第四十八条に規定する事項以外の事項に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

2 (略)

(立入検査等)

第九十八条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関して必要があると認めるときは、事業主に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

第八十一条の三 社会保険庁長官は、協会と協議を行い、効果的な保険料の徴収を行うために必要があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、協会に保険料の滞納者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該滞納者に係る保険料の徴収を行わせることができる。

2 社会保険庁長官は、前項の規定により協会に滞納者に係る保険料の徴収を行わせることとしたときは、当該滞納者に対し、協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

3 5 (略)

(報告等)

第九十七条 保険者（社会保険庁長官が行う第五条第二項及び第二十三条第二項に規定する業務に関しては、社会保険庁長官。次項において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する事業主に、第四十八条に規定する事項以外の事項に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

2 (略)

(立入検査等)

第九十八条 厚生労働大臣又は社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関して必要があると認めるときは、事業主に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(厚生労働大臣と協会の連携)

第九十九条の二 厚生労働大臣及び協会は、この法律に基づく協会が管掌する健康保険の事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(市町村が処理する事務等)

第二百三条 日雇特別被保険者の保険の保険者の事務のうち厚生労働大臣が行うものの一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。

2 (略)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第八十一条の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び前条第一項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第三条第一項第八号の規定による承認

二 第三条第二項ただし書(同項第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による承認

三 第三十一条第一項及び第三十三条第一項の規定による認可(健康保険組合に係る場合を除く。)、第三十四条第一項の規定による承認(健康保険組合に係る場合を除く。)並びに第三十一条第

(社会保険庁長官と協会の連携)

第九十九条の二 社会保険庁長官及び協会は、この法律に基づく協会が管掌する健康保険の事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(市町村が処理する事務等)

第二百三条 日雇特別被保険者の保険の保険者の事務のうち社会保険庁長官が行うものの一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。

2 (略)

(権限の委任)

第二百四条 この法律に規定する厚生労働大臣及び社会保険庁長官の権限の一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

- 二項及び第三十三條第二項の規定による申請の受理（健康保険組合に係る場合を除く。）
- 四 第三十九條第一項の規定による確認
- 五 第四十一條第一項、第四十二條第一項、第四十三條第一項及び第四十三條の二第一項の規定による標準報酬月額決定又は改定（同項の規定による申出の受理を含み、第四十四條第一項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。）
- 六 第四十五條第一項の規定による標準賞与額の決定（同條第二項において準用する第四十四條第一項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。）
- 七 第四十八條（第六十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び第五十條第一項の規定による通知
- 八 第四十九條第一項の規定による認可に係る通知（健康保険組合に係る場合を除く。）、同條第三項の規定による届出の受理（健康保険組合に係る場合を除く。）並びに同條第四項及び第五項の規定による公告（健康保険組合に係る場合を除く。）
- 九 第四十九條第一項の規定による確認又は標準報酬決定若しくは改定に係る通知、同條第三項（第五十條第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理並びに第四十九條第四項及び第五項（第五十條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による公告
- 十 第五十一條第一項の規定による請求の受理及び同條第二項の規定による請求の却下
- 十一 第二百二十六條第一項の規定による申請の受理、同條第二項の規定による交付及び同條第三項の規定による日雇特例被保険者手

帳の受領

- 十二 第二百五十九条の規定による申出の受理
 - 十三 第六十六条（第六十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による申出の受理及び承認
 - 十四 第七十一条第一項及び第三項の規定による報告の受理
 - 十五 第八十条第四項の規定による国税滞納処分の場合の処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求
 - 十六 第八十三条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）
 - 十七 第八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）第四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第四十二条の規定による搜索
 - 十八 第九十七条第一項の規定による報告、文書の提示その他の法律の施行に必要な事務を行わせること並びに同条第二項の規定による申出及び届出並びに文書の提出をさせること。
 - 十九 第九十八条第一項の規定による命令並びに質問及び検査（健康保険組合に係る場合を除く。）
 - 二十 第九十九条第一項の規定による資料の提供の求め
 - 二十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限
- 2 | 機構は、前項第十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第十七号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務

- 2 | 前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、社会保険事務所長に委任することができる。

を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適當となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

(財務大臣への権限の委任)

第二百四条の二 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第十六号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「滞納処分等その他の処分」という。）に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金（第五十八条、第七十四条第二項及び第百九条第二項（第百四十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による徴収金を除く。第二百四条の六第一項において「保険料等」という。）の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提

供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

2 厚生年金保険法第百条の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第二百四条の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第二百四条の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

(機構が行う立入検査等に係る認可等)

第二百四条の五 機構は、第二百四条第一項第十九号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合における第百九十八条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(機構が行う収納)

第二百四條の六 厚生労働大臣は、會計法（昭和二十二年法律第三十五号）第七條第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 厚生年金保険法第百條の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第二百五條 この法律に規定する厚生労働大臣の権限（第二百四條の二第一項及び同條第二項において準用する厚生年金保険法第百條の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第二百五條の二 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務（第八十一條の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び第二百三條第一項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）を行わせるものとする。

一 第三條第二項ただし書（同項第三号に係る部分に限る。）の規定による承認に係る事務（当該承認を除く。）

第二百五條 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

- 二 第四十六条第一項及び第二百五条第二項（第六十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による価額の決定に係る事務（当該決定を除く。）
- 三 第五十一条の二の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）
- 四 第八十六条第六項の規定による資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）
- 五 第五十五条第一項、第五十八条、第五十九条及び第七十二条の規定による保険料の徴収に係る事務（第二百四条第一項第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務並びに第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第八十条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第七号、第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。）
- 六 第六十四条第二項及び第三項（第六十九条第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による納付に係る事務（納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。）
- 七 第七十条第一項の規定による保険料額の決定及び告知に係る事務（当該保険料額の決定及び告知を除く。）並びに同条第二項の規定による追徴金の徴収に係る事務（第二百四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、第八十条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第九号及び第十一号に掲げる事務を除く。）
- 八 第七十三条第一項の規定による拠出金の徴収に係る事務（第二百四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権限を行使す

る事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が行う収納、
第八十条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定め
る権限を行使する事務並びに次号及び第十一号に掲げる事務を除
く。）

九 第八十条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務（当
該督促及び督促状を発すること（督促状の発送に係る事務を除く
。）を除く。）

十 第八十一条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係
る事務（第二百四条第一項第十五号から第十七号までに掲げる権
限を行使する事務及び第二百四条の六第一項の規定により機構が
行う収納、第八十条第一項の規定による督促その他の厚生労働
省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事
務を除く。）

十一 第二百四条第一項第十六号に規定する厚生労働省令で定める
権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

十二 介護保険法第六十八条第五項その他の厚生労働省令で定める
法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大
臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労
働省令で定める事務を除く。）

十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規
定による機構への事務の委託について準用する。この場合において
、必要な技術的読替は、政令で定める。

（情報の提供等）

第二百五条の三 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定め
るところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する

事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく協会が管掌する健康保険の事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第二百八条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

五 第九十八条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員(第二百四条の五第二項において読み替えて適用される第九十八条第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。)の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四十一条の規定による徴収職員の質問(協会又は健康保険組合の職員が行うものを除く。)に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四十一条の規定による検査(協会又は健康保険組合の職員が行うものを除く。)を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第二百八条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

五 第九十八条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)第四十一条の規定による徴収職員の質問(社会保険庁に属する職員が行うものに限る。)に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四十一条の規定による検査(社会保険庁に属する職員が行うものに限る。)を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第二百二十一条 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第二百四条の三第一項、同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項、第二百四条の四第一項、第二百四条の五第一項及び第二百四条の六第二項において準用する同法第百条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第二百四条の四第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

附則

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)

第十条 改正法附則第二十五条その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第 号

附則第二十三条の規定による改正後の健康保険法(次項において「新健康保険法」という。)第二百四条から第二百五条の三までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、新健康保険法第二百四条から第二百五条の三までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） 抄【平成二十年十月施行】
 （附則第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第九条ノ五（略）</p> <p>第九条ノ六 本法ニ規定スル厚生労働大臣ノ権限ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方厚生局長ニ委任スルコトヲ得</p> <p>② 前項ノ規定ニ依リ地方厚生局長ニ委任セラレタル権限ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方厚生支局長ニ委任スルコトヲ得</p>	<p>第九条ノ五（略）</p>

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） 抄【日本年金機構法の施行の日に施行】
 （附則第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二章 保険者</p> <p>（管掌）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 前項の規定により協会が管掌する船員保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（疾病任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、厚生労働大臣が行う。</p> <p>（業務）</p> <p>第五条 協会は、船員保険事業に関する業務として、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げる業務のほか、船員保険事業に関する業務であつて前条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務以外のもの</p> <p>四 （略）</p> <p>（資格の得喪の確認）</p> <p>第十五条 被保険者の資格の取得及び喪失は、厚生労働大臣の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、疾病任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。</p>	<p>第二章 保険者</p> <p>（管掌）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 前項の規定により協会が管掌する船員保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（疾病任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、社会保険庁長官が行う。</p> <p>（業務）</p> <p>第五条 協会は、船員保険事業に関する業務として、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げる業務のほか、船員保険事業に関する業務であつて前条第二項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの</p> <p>四 （略）</p> <p>（資格の得喪の確認）</p> <p>第十五条 被保険者の資格の取得及び喪失は、社会保険庁長官の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、疾病任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。</p>

2・3 (略)

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第十七条 厚生労働大臣は、被保険者の資格を取得した者があるときは、標準報酬月額を決定する。

(改定)

第十八条 厚生労働大臣は、被保険者の報酬(歩合により定める報酬を除く。)が、報酬に増減があつたことにより、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなった場合においては、報酬に増減があつた月の翌月(報酬に増減があつた日が月の初日の場合には、その月)からその標準報酬月額を改定する。

2 厚生労働大臣は、報酬が歩合によって定められる被保険者については、歩合による報酬の額の算出の基礎となる要素であつて厚生労働省令で定めるものに変更があつたことにより、当該被保険者に支払われるべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなった場合は、変更があつた月の翌月(変更があつた日が月の初日の場合には、その月)からその標準報酬月額を改定する。

3 厚生労働大臣は、報酬が歩合によって定められる被保険者については、前項の規定によるほか、毎年、九月一日(以下この項及び第二十条第一項において「基準日」という。)に報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合は、基準日の属する月からその標準報酬月額を改定する。ただし、次に掲げる被保険者については、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第十七条 社会保険庁長官は、被保険者の資格を取得した者があるときは、標準報酬月額を決定する。

(改定)

第十八条 社会保険庁長官は、被保険者の報酬(歩合により定める報酬を除く。)が、報酬に増減があつたことにより、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなった場合においては、報酬に増減があつた月の翌月(報酬に増減があつた日が月の初日の場合には、その月)からその標準報酬月額を改定する。

2 社会保険庁長官は、報酬が歩合によって定められる被保険者については、歩合による報酬の額の算出の基礎となる要素であつて厚生労働省令で定めるものに変更があつたことにより、当該被保険者に支払われるべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなった場合は、変更があつた月の翌月(変更があつた日が月の初日の場合には、その月)からその標準報酬月額を改定する。

3 社会保険庁長官は、報酬が歩合によって定められる被保険者については、前項の規定によるほか、毎年、九月一日(以下この項及び第二十条第一項において「基準日」という。)に報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合は、基準日の属する月からその標準報酬月額を改定する。ただし、次に掲げる被保険者については、この限りでない。

一・二 (略)

(育児休業等を終了した際の改定)

第十九条 厚生労働大臣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される船舶所有者を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、前条の規定によるほか、育児休業等終了日の翌日において報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合においては、育児休業等終了日の翌日の属する月の翌月（育児休業等終了日の翌日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により標準報酬月額が改定された被保険者については、前条の規定によるほか、被保険者の勤務時間その他の勤務条件に変更があつたことにより当該被保険者に支払われべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなつた場合においては、変更があつた月の翌月（変更があつた日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。

(報酬月額の算定)

第二十条 被保険者の報酬月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 一六 (略)

2 被保険者の報酬月額が、前項の規定により算定することが困難で

(育児休業等を終了した際の改定)

第十九条 社会保険庁長官は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される船舶所有者を経由して厚生労働省令で定めるところにより社会保険庁長官に申出をしたときは、前条の規定によるほか、育児休業等終了日の翌日において報酬月額を算定し、従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しない場合においては、育児休業等終了日の翌日の属する月の翌月（育児休業等終了日の翌日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。

2 社会保険庁長官は、前項の規定により標準報酬月額が改定された被保険者については、前条の規定によるほか、被保険者の勤務時間その他の勤務条件に変更があつたことにより当該被保険者に支払われべき報酬が従前の報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に該当しなくなつた場合においては、変更があつた月の翌月（変更があつた日が月の初日の場合には、その月）からその標準報酬月額を改定する。

(報酬月額の算定)

第二十条 被保険者の報酬月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 一六 (略)

2 被保険者の報酬月額が、前項の規定により算定することが困難で

あるとき、又は同項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

(標準賞与額の決定)

第二十一条 厚生労働大臣は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における標準賞与額の累計額が五百四十万円を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

2 (略)

(届出)

第二十四条 船舶所有者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(通知)

第二十五条 厚生労働大臣は、第十五条第一項の規定による確認又は標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）の決定若しくは改定を行ったときは、その旨を船舶所有者に通知しなければならない。

2 (略)

あるとき、又は同項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、同項の規定にかかわらず、社会保険庁長官が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

(標準賞与額の決定)

第二十一条 社会保険庁長官は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）における標準賞与額の累計額が五百四十万円を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

2 (略)

(届出)

第二十四条 船舶所有者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。

(通知)

第二十五条 社会保険庁長官は、第十五条第一項の規定による確認又は標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）の決定若しくは改定を行ったときは、その旨を船舶所有者に通知しなければならない。

2 (略)

3 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、船舶所有者は、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、所在が明らかでない者について第一項の規定により船舶所有者に通知した事項を公告しなければならない。

5 厚生労働大臣は、船舶所有者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため第一項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第二十六条 厚生労働大臣は、第二十四条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事実がないと認めるときは、その旨をその届出をした船舶所有者に通知しなければならない。

2 (略)

(確認の請求)

第二十七条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

(被保険者の資格に関する情報の提供等)

第二十八条 厚生労働大臣は、協会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

3 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、船舶所有者は、社会保険庁長官にその旨を届け出なければならない。

4 社会保険庁長官は、前項の届出があつたときは、所在が明らかでない者について第一項の規定により船舶所有者に通知した事項を公告しなければならない。

5 社会保険庁長官は、船舶所有者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため第一項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第二十六条 社会保険庁長官は、第二十四条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事実がないと認めるときは、その旨をその届出をした船舶所有者に通知しなければならない。

2 (略)

(確認の請求)

第二十七条 (略)

2 社会保険庁長官は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

(被保険者の資格に関する情報の提供等)

第二十八条 社会保険庁長官は、協会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(傷病手当金と報酬等との調整)

第七十条 (略)

25 (略)

6 年金保険者(厚生労働大臣を除く。)は、厚生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託して行わせることができる。

(保険料の徴収)

第百十四条 厚生労働大臣は、船員保険事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収する。

2 (略)

(保険料等の交付)

第百十五条 政府は、協会が行う船員保険事業に要する費用に充てるため、協会に対し、政令で定めるところにより、厚生労働大臣が徴収した保険料その他この法律の規定による徴収金の額から厚生労働大臣が行う船員保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額(第百十二条第二項の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。)を控除した額を交付する。

(保険料の徴収の特例)

第百十八条 育児休業等をしている被保険者を使用する船舶所有者が、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間、当該被保険者に

(傷病手当金と報酬等との調整)

第七十条 (略)

25 (略)

6 年金保険者(社会保険庁長官を除く。)は、社会保険庁長官の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を社会保険庁長官に委託して行わせることができる。

(保険料の徴収)

第百十四条 社会保険庁長官は、船員保険事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収する。

2 (略)

(保険料等の交付)

第百十五条 政府は、協会が行う船員保険事業に要する費用に充てるため、協会に対し、政令で定めるところにより、社会保険庁長官が徴収した保険料その他この法律の規定による徴収金の額から社会保険庁長官が行う船員保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額(第百十二条第二項の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。)を控除した額を交付する。

(保険料の徴収の特例)

第百十八条 育児休業等をしている被保険者を使用する船舶所有者が、厚生労働省令で定めるところにより社会保険庁長官に申出をしたときは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間、当該被保険者に

関する保険料を徴収しない。

第一百九条 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、船舶所有者から保険料、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該船舶所有者が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。

（疾病保険料率）

第二百一十一条（略）

2～5（略）

6 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

7～10（略）

11 協会は、前項の規定により特定保険料率及び基本保険料率を算出したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

（保険料の納付）

第二百二十七条（略）

2 厚生労働大臣又は協会（被保険者が疾病任意継続被保険者である場合は協会、それ以外の場合は厚生労働大臣をいう。次項において同じ。）は、被保険者に関する保険料の納入の告知をした後に告知をした保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えてい

に關する保険料を徴収しない。

第一百九条 社会保険庁長官が保険料を徴収する場合において、船舶所有者から保険料、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該船舶所有者が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。

（疾病保険料率）

第二百一十一条（略）

2～5（略）

6 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、社会保険庁長官に通知しなければならない。

7～10（略）

11 協会は、前項の規定により特定保険料率及び基本保険料率を算出したときは、遅滞なく、その旨を社会保険庁長官に通知しなければならない。

（保険料の納付）

第二百二十七条（略）

2 社会保険庁長官又は協会（被保険者が疾病任意継続被保険者である場合は協会、それ以外の場合は社会保険庁長官をいう。次項において同じ。）は、被保険者に関する保険料の納入の告知をした後に告知をした保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超え

ることを知ったとき、又は納付した被保険者に関する保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その告知又は納付の日の翌日から六月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

3 前項の規定によって、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、厚生労働大臣又は協会は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

(口座振替による納付)

第二百二十九条 厚生労働大臣は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(保険料等の督促及び滞納処分)

第三百三十二条 保険料その他この法律の規定による徴収金（第二百五十条の二第一項及び第二百五十三条の六第一項を除き、以下「保険料等」という。）を滞納する者があるときは、厚生労働大臣又は協会（被保険者が疾病任意継続被保険者である場合又は第四十七条、第五十五条第二項及び第七十一条第二項（第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による徴収金を納付しなければならぬ）の場合には協会、これら以外の場合は厚生労働大臣をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により保険料を徴収

ていることを知ったとき、又は納付した被保険者に関する保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その告知又は納付の日の翌日から六月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

3 前項の規定によって、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、社会保険庁長官又は協会は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

(口座振替による納付)

第二百二十九条 社会保険庁長官は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

(保険料等の督促及び滞納処分)

第三百三十二条 保険料その他この法律の規定による徴収金（以下「保険料等」という。）を滞納する者があるときは、社会保険庁長官又は協会（被保険者が疾病任意継続被保険者である場合又は第四十七条、第五十五条第二項及び第七十一条第二項（第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による徴収金を納付しなければならぬ）の場合には協会、これら以外の場合は社会保険庁長官をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

するときは、この限りでない。

2 前項の規定によって督促をしようとするときは、厚生労働大臣又は協会は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 (略)

4 厚生労働大臣又は協会は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。第六項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

一・二 (略)

5・6 (略)

(延滞金)

第三百三十三条 前条第一項の規定によって督促をしたときは、厚生労働大臣又は協会は、徴収金額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日から、徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一・三 (略)

2・5 (略)

(協会による広報及び保険料の納付の勧奨等)

第三百三十四条 協会は、その管掌する船員保険の事業の円滑な運営が図られるよう、当該事業の意義及び内容に関する広報を実施すると

2 前項の規定によって督促をしようとするときは、社会保険庁長官又は協会は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 (略)

4 社会保険庁長官又は協会は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。第六項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

一・二 (略)

5・6 (略)

(延滞金)

第三百三十三条 前条第一項の規定によって督促をしたときは、社会保険庁長官又は協会は、徴収金額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日から、徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一・三 (略)

2・5 (略)

(協会による広報及び保険料の納付の勧奨等)

第三百三十四条 協会は、その管掌する船員保険の事業の円滑な運営が図られるよう、当該事業の意義及び内容に関する広報を実施すると

ともに、保険料の納付の勧奨その他厚生労働大臣の行う保険料の徴収に係る業務に対する適切な協力を行うものとする。

(協会による保険料の徴収)

第百三十五条 厚生労働大臣は、協会と協議を行い、効果的な保険料の徴収を行うために必要があると認めるときは、協会に保険料の滞納者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該滞納者に係る保険料の徴収を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により協会に滞納者に係る保険料の徴収を行わせることとしたときは、当該滞納者に対し、協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第一項の規定により協会が保険料の徴収を行う場合においては、協会を厚生労働大臣とみなして、第百三十二条及び第百三十三条の規定を適用する。

4・5 (略)

(報告等)

第百四十五条 協会（厚生労働大臣が行う第四条第二項に規定する業務に関しては、厚生労働大臣。次項において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する船舶所有者に、その使用する者に関し、又は被保険者を使用する船舶所有者の組織する団体であつて協会の指定するものに、その船舶所有者の使用する者に関し、第二十四条に規定する事項以外の事項について報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

ともに、保険料の納付の勧奨その他社会保険庁長官の行う保険料の徴収に係る業務に対する適切な協力を行うものとする。

(協会による保険料の徴収)

第百三十五条 社会保険庁長官は、協会と協議を行い、効果的な保険料の徴収を行うために必要があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、協会に保険料の滞納者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該滞納者に係る保険料の徴収を行わせることができる。

2 社会保険庁長官は、前項の規定により協会に滞納者に係る保険料の徴収を行わせることとしたときは、当該滞納者に対し、協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第一項の規定により協会が保険料の徴収を行う場合においては、協会を社会保険庁長官とみなして、第百三十二条及び第百三十三条の規定を適用する。

4・5 (略)

(報告等)

第百四十五条 協会（社会保険庁長官が行う第四条第二項に規定する業務に関しては、社会保険庁長官。次項において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する船舶所有者に、その使用する者に関し、又は被保険者を使用する船舶所有者の組織する団体であつて協会の指定するものに、その船舶所有者の使用する者に関し、第二十四条に規定する事項以外の事項について報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

2 (略)

(立入検査等)

第四百六十六条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に船舶所有者の事務所若しくは船舶に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(資料の提供)

第四百七十七条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に必要があると認めるときは、官公署に対し、船舶所有者の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(厚生労働大臣と協会の連携)

第四百八十八条 厚生労働大臣及び協会は、この法律に基づく船員保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第五十三條 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三十条五條第一項の規定により協会が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第十二号から第十四号までに掲げる権限は、厚生労働大臣

2 (略)

(立入検査等)

第四百六十六条 厚生労働大臣又は社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に船舶所有者の事務所若しくは船舶に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(資料の提供)

第四百七十七条 社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に必要があると認めるときは、官公署に対し、船舶所有者の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(厚生労働大臣及び社会保険庁長官と協会の連携)

第四百八十八条 厚生労働大臣及び社会保険庁長官並びに協会は、この法律に基づく船員保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(権限の委任)

第五十三條 この法律に規定する厚生労働大臣及び社会保険庁長官の権限の一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

が自ら行うことを妨げない。

- 一 第十五条第一項の規定による確認
- 二 第十七条から第十九条までの規定による標準報酬月額決定又は改定（同条第一項の規定による申出の受理を含み、第二十条第二項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。）
- 三 第二十一条第一項の規定による標準賞与額の決定（同条第二項において準用する第二十条第二項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。）
- 四 第二十四条の規定による届出の受理及び第二十六条第一項の規定による通知
- 五 第二十五条第一項の規定による通知、同条第三項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理並びに第二十五条第四項及び第五項（第二十六条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による公告
- 六 第二十七条第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下
- 七 第一百八条の規定による申出の受理
- 八 第一百二十九条の規定による申出の受理及び承認
- 九 第一百三十二条第四項の規定による国税滞納処分例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求
- 十 第一百三十七条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲

げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

十一 第三百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)第四百十一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百十二条の規定による搜索

十二 第四百四十五条第一項の規定による報告、文書の提示その他この法律の施行に必要な事務を行わせること並びに同条第二項の規定による申出及び届出並びに文書の提出をさせること。

十三 第四百四十六条第一項の規定による命令並びに質問及び検査

十四 第四百四十七条の規定による資料の提供の求め

十五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第九号に掲げる国税滞納処分例による処分及び同項第十号に掲げる権限(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適當となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

2 前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、社会保険事務所に委任することができる。

(財務大臣への権限の委任)

第百五十三条の二 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第十号に掲げる権限の全部又は一部を自らが行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「滞納処分等その他の処分」という。）に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金（第四十七条、第五十五条第二項及び第七十一条第二項（第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による徴収金を除く。第百五十三条の六第一項において「保険料等」という。）の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

2 厚生年金保険法第百条の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第百五十三条の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

第百五十三条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第百五十三条の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（次項において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

(機構が行う立入検査等に係る認可等)

第百五十三条の五 機構は、第百五十三条第一項第十三号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合における第百四十六条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(機構が行う収納)

第百五十三条の六 厚生労働大臣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 厚生年金保険法第百条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百五十三条の七 この法律に規定する厚生労働大臣の権限（第百五

十三条の二第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法
第百条の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚
生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することが
できる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省
令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる
。

(機構への事務の委託)

第百五十三条の八 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務（第百
三十五条第一項の規定により協会が行うこととされたものを除く。
）を行わせるものとする。

一 第二十二条の規定による価額の決定に係る事務（当該決定を除
く。）

二 第二十八条の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提
供を除く。）

三 第七十条第六項の規定による資料の提供に係る事務（当該資料
の提供を除く。）

四 第百十四条第一項、第百十八条及び第百三十一条第一項（同条
第二項において準用する場合を含む。）の規定による保険料の徴
収に係る事務（第百五十三条第一項第七号から第十一号までに掲
げる権限を行使する事務及び第百五十三条の六第一項の規定によ
り機構が行う収納、第百三十二条第一項の規定による督促その他
の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第六号
及び第八号に掲げる事務を除く。）

五 第百二十七条第二項及び第三項の規定による納付に係る事務（
納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及

びその旨の通知を除く。）

六 第三百三十二条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務（当該督促及び督促状を発すること（督促状の発送に係る事務を除く。）を除く。）

七 第三百三十三条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務（第三百三十三条第一項第九号から第十一号までに掲げる権限を行使する事務及び第三百五十三条の六第一項の規定により機構が行う収納、第三百三十二条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。）

八 第三百三十三条第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

九 介護保険法第六十八条第五項その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（情報の提供等）

第三百五十三条の九 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく船員保険事業が、適

正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第九章 罰則

第百五十六条 船舶所有者が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一（三）（略）

四 第百四十六条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員（第百五十三条の五第二項において読み替えて適用される第百四十六条第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。）の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による徴収職員の質問（協会の職員が行うものを除く。）に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による検査（協会の職員が行うものを除く。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第九章 罰則

第百五十六条 船舶所有者が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一（三）（略）

四 第百四十六条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十一条の規定による徴収職員の質問（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による検査（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第六十条の二 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十三条の三第一項、同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二項、第五十三条の四第一項、第五十三条の五第一項及び第五十三条の六第二項において準用する同法第百条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第五十三条の四第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

附則

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)

第十条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第

号)附則第四十五条その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第 号)附則第二十五条の規定による改正後の船員保険法(次項において「新船員保険法」という。)第百五十三条から第百五十三条の九までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、新船員保険法第百五十三条から第百五十三条の九までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

3 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の船員保険法第四十五条ノ三の規定その他厚生労働省令で定める規定については、同条中「社会保険庁長官」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとす

附則

るほか、必要な技術的読替は厚生労働省令で定める。

4 前項の規定により読み替えられた厚生労働大臣の権限については、第一項及び第二項の規定を準用する。